



船橋市こども計画(案)について

健康福祉局 こども家庭部 こども政策課

計画の法的位置づけ

こども大綱

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」として一元化

市町村こども計画

こども基本法

(都道府県こども計画等)

第10条 (略)

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3~5 (略)

市町村子ども・若者計画

子ども・若者育成支援推進法

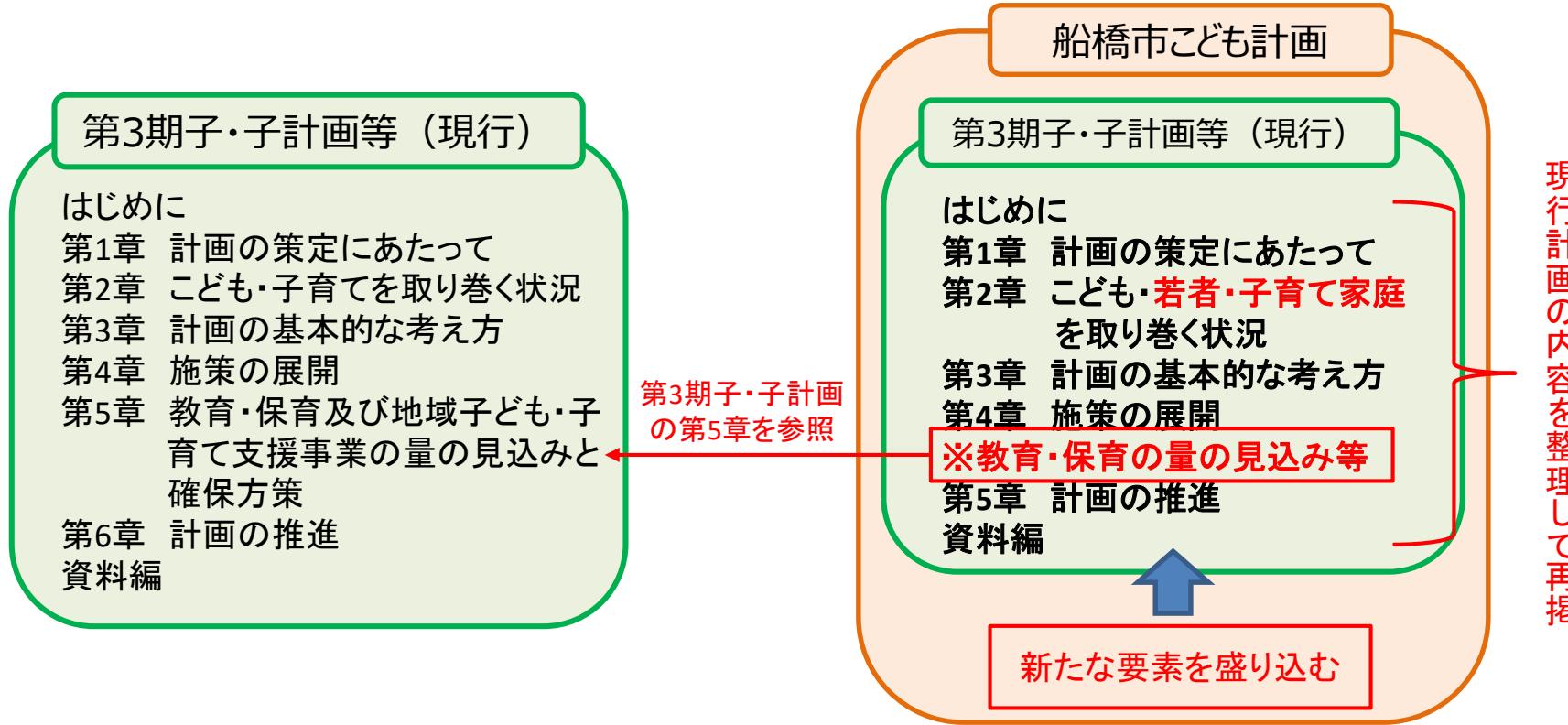
(都道府県子ども・若者計画等)

第9条 (略)

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 (略)

計画の名称・構成



- ・計画の名称は法律に合わせて「船橋市こども計画」とする。
 - ・新たに盛り込まれる要素を盛り込みつつ、現行計画の内容を整理して再掲することで、市の方針の全体像がこども計画1冊で分かるようにする。
- ※現行計画の第5章は、詳細な数値目標のため全て参照する。

計画期間について

計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までとします。

年度									
令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029

船橋市総合計画 基本構想 (H12～R3)	第3次船橋市総合計画 基本構想(R4～13)		
船橋市総合計画後期 基本計画 (H24～R3)	第3次船橋市総合計画 基本計画(R4～13)		
第3次船橋市地域 福祉計画 (H27～R3)	第4次船橋市地域福祉計画 (R4～8)		【仮称】第5次船橋市地域福祉計画

第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画 (R2～6)	第3期計 画等※ (R7～)	船橋市こども計画 (R8～R11)
第4次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 (R2～6)		

※第3期計画等 = 第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画
第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画
船橋市子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画

船橋市こども計画策定の経過

令和5年度

- ・船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

令和6年度

- ・第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画 第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画の策定
- ・子ども・若者意識調査、こども計画策定に係る事業所調査の実施

令和7年度 第1回子ども・子育て会議 (R7.8.19)

- ・(仮称) 船橋市こども計画の策定について (策定の方針、基本理念、基本方針、構成案を説明)

令和7年度 第2回子ども・子育て会議 (R7.10.9)

- ・船橋市こども計画について (基本施策の内容を説明)

令和7年度 第3回子ども・子育て会議 (R7.11.10)

- ・船橋市こども計画について (パブリック・コメント実施前の計画案を説明)

子ども・子育て会議における計画策定の経過

子ども・子育て会議委員名簿

令和7年11月時点

氏 名	役 職 等
生田 邦彦	船橋市保育協議会顧問
大石 盛伝	船橋市保育園父母会連絡会副事務局長
尾木 修介	船橋市私立幼稚園連合会会长
上村 麻郁（会長）	千葉経済大学短期大学部教授
川上 真由美	市民委員
小出 正明	船橋市社会福祉協議会常務理事
佐久間 勉	船橋市認可外保育所連絡会会长代理
佐藤 有香（副会長）	千葉大学教育学部准教授
澤田 佐代子	市民委員
島貫 奈津子	千葉県市川児童相談所船橋支所長
鈴木 五月	船橋市小学校長会
鈴木 ひろ子	船橋市私立幼稚園 P T A 連絡協議会会长
田中 善之	全千葉県私立幼稚園連合会理事
鶴崎 桜子	ふなばしファミリー・サポート・センター（育児）協力会員
中原 美恵	東洋大学名誉教授
保坂 真紀子	船橋市 P T A 連合会事務局長
松崎 総一	全国私立保育連盟組織部部長
山岸 秀規	船橋市中学校長会副会長
山中 広仁	船橋市民生児童委員協議会副会長
山本 裕子	母子生活支援施設青い鳥ホーム施設長

20名（五十音順）

船橋市こども計画の概要

計画素案
目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の対象
4. 計画策定に向けたアンケート調査の概要

第2章 こども・若者・子育て家庭を取り巻く状況

1. 船橋市の現状

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本方針
3. 基本施策
4. ライフステージに応じた切れ目のない支援

第4章 施策の展開

1. 乳幼児期の教育・保育の充実
2. こどもの健全な育成の充実
3. 特別な配慮を要するこどもへの支援の充実
4. 母子保健の充実
5. 親子のふれあいの場づくり

6. 多様な子育て支援サービスの充実
7. ひとり親家庭等の自立支援の推進
8. 経済的支援の実施
9. 子育てを支援する地域社会づくり
10. 児童虐待防止対策の充実
11. 仕事と家庭の両立支援の推進
12. こども・若者の社会参画のための環境づくり
- 横断的施策 こどもの貧困対策

第5章 計画の推進

1. 計画の進行管理
2. 計画の推進とともにに対応を検討する事項
3. こども・若者の意見聴取

資料編

1. 用語解説
2. 計画策定の体制と経緯 (計画書発行時に追加して掲載予定)

第1章：計画策定の背景と趣旨

市町村こども計画

【根拠法】こども基本法第10条第2項

- ・こども大綱を勘案して、こども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
- ・第3期計画等を拡充し、こども・若者、子育て支援の一層の推進を図るための一体的な計画として策定する。

こども基本法

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条（略）

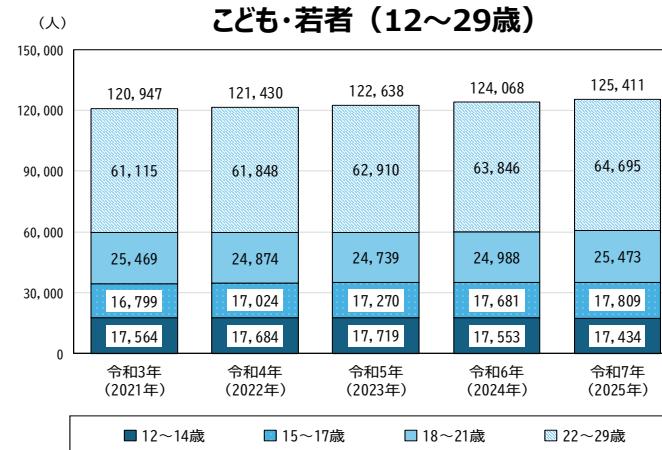
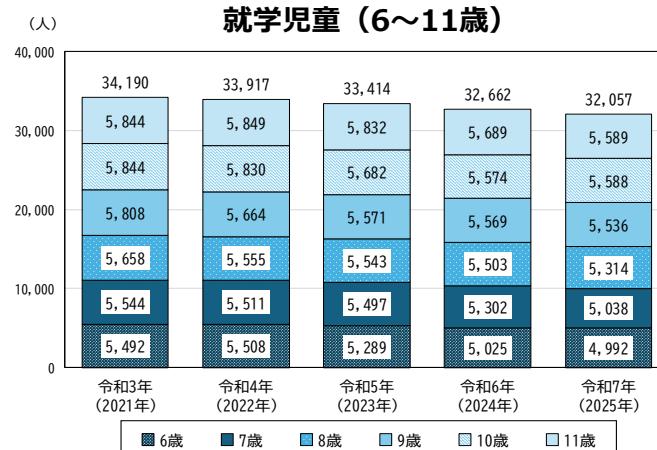
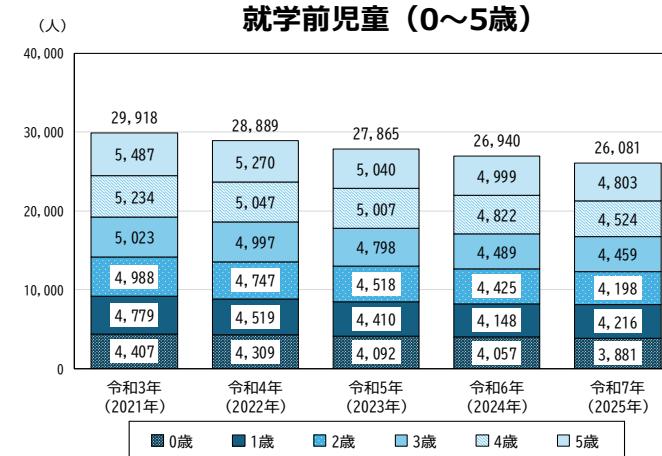
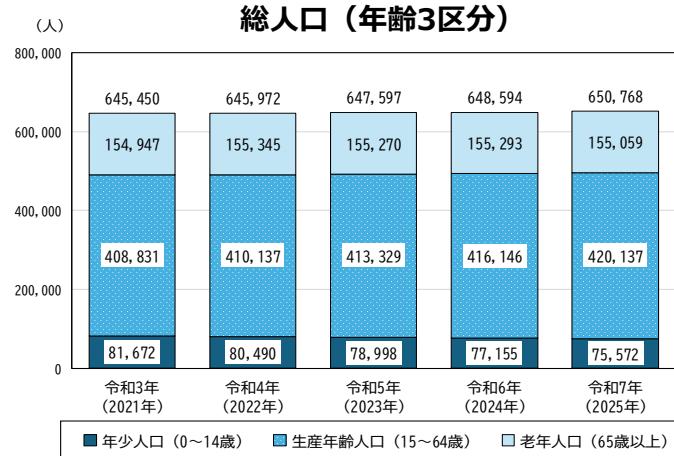
2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3~5（略）

第2章:こども・若者・子育て家庭を取り巻く状況

■人口の推移■

本市の総人口は増加している一方で、0～11歳の人口は減少傾向です。

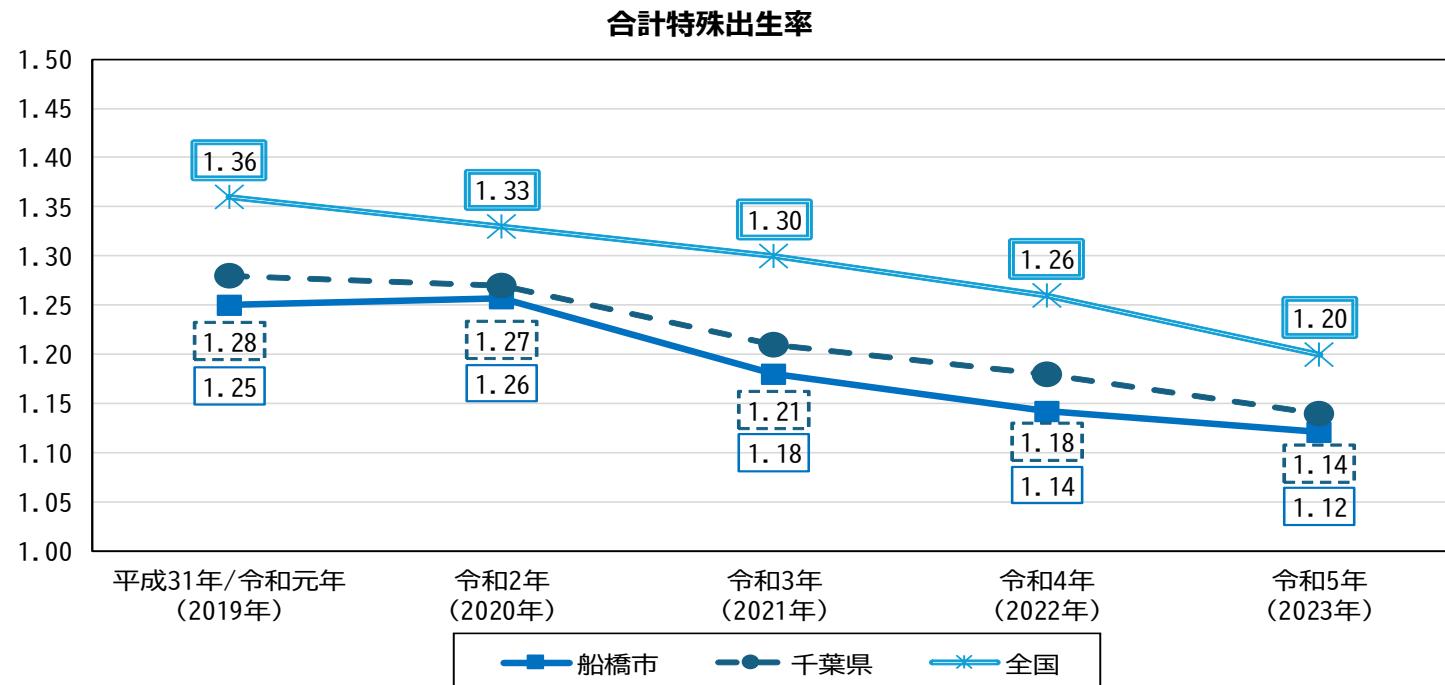


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

第2章:こども・若者・子育て家庭を取り巻く状況

■合計特殊出生率と船橋市の出生数・出生率の推移■

本市の合計特殊出生率は令和2年以降減少傾向にあります。



資料:千葉県 合計特殊出生率の推移市町村別

第3章：計画の基本的な考え方

基本理念

「全てのこども・若者・子育て家庭の笑顔が輝くまち・ふなばし」をめざして

基本方針

1 こども・若者	次代を担うこども・若者一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。
2 親・家庭	保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。
3 地域・社会	地域や社会を構成する一人ひとりが、こどもや子育て家庭への理解を深め、お互いに支え合えるまちをめざします。

こども・若者が健やかで心豊かに成長していくには、一人ひとりのこども・若者の権利が等しく尊重され、将来にわたって幸福な生活を送ることのできる環境を整備することが必要です。

本市では、全てのこども・若者が瞳を輝かせながら成長することができる環境を整えます。

保護者が子育てに不安や負担、孤立感を感じることなく、喜びや生きがいを感じながら安心して子育てを行うことができるよう、全ての子育て家庭に適切な支援を行うことが必要です。

本市では、行政や関係機関が連携して、妊娠・出産期から子育て期にわたって、切れ目なく子育て家庭を支援し、子育てを支える体制を整えます。

こども・若者の健やかな成長を実現するには、子育て家庭だけではなく、地域、事業者、行政等、社会全体で、こども・若者の育ちや社会への参画、保護者の子育てを理解し、支え合うことが必要です。

本市では、子育て支援事業の充実を図るとともに、行政のほか地域、事業者等の支援によって、こどもを産み育てやすく、こども・若者が自分らしく生き生きと生活し、健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

基本施策

1	乳幼児期の教育・保育の充実
2	こどもの健全な育成の充実
3	特別な配慮を要するこどもへの支援の充実
4	母子保健の充実
5	親子のふれあいの場づくり
6	多様な子育て支援サービスの充実
7	ひとり親家庭等の自立支援の推進
8	経済的支援の実施
9	子育てを支援する地域社会づくり
10	児童虐待防止対策の充実
11	仕事と家庭の両立支援の推進
12	こども・若者の社会参画のための環境づくり

こどもの貧困対策

全ての基本施策にかかる横断的な施策として実施。

全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、教育機会の均等が保障され、一人ひとりが夢や希望を持つことができるようになるため、こどもの貧困の解消に向けて、こどもの貧困対策を総合的に推進します。

第3章：ライフステージに応じた切れ目のない支援

全ての子ども・若者の心豊かな育ちを支援するためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。本計画の各基本施策を推進することにより、切れ目のない支援を推進してまいります。

ライフステージ	妊娠期	乳幼児期（0～6歳）	小学生（6～12歳）	中学生（12～15歳）	高校生年代（15～18歳）	若者（18歳～）
基本方針1 こども・若者		<ul style="list-style-type: none"> ◇教育・保育施設等の整備 ◇児童ホーム事業 ◇ヤングケアラー支援事業 ◇発達相談 ◇医療的ケア児等コーディネーターの配置 	<ul style="list-style-type: none"> ◇放課後児童健全育成事業 ◇ハッピーサタデー事業 	◇学習支援事業		
		◇一貫した支援に向けた相談体制や情報連携				
	◇妊婦健康診査	◇産後ケア事業				
基本方針2 親・家庭		<ul style="list-style-type: none"> ◇地域子育て支援拠点事業 ◇一時預かり事業 			◇ふなばし地域若者サポートステーション事業	
		◇利用者支援事業（各種）	<ul style="list-style-type: none"> ◇母子・父子自立支援員による相談 ◇養育費に係る法律相談 			
		◇こども家庭センター設置による相談体制の強化及び環境改善	◇ファミリー・サポート・センター事業の実施		◇奨学金貸付	
		◇養育支援訪問事業				
基本方針3 地域・社会		<ul style="list-style-type: none"> ◇子ども食堂やフレーバークをはじめとするこどもの体験活動や、子育て世帯の支援につながる地域活動団体への協力・連携 ◇保育所における小中高生のボランティア・職場体験生の受け入れ ◇里親養育包括支援（フォースタリング）事業 				◇市民向けのワーク・ライフ・バランスの周知・啓発のための講座等
		◇こども・若者の意見聴取に係る取り組み				
		◇保健と福祉の総合相談窓口事業				

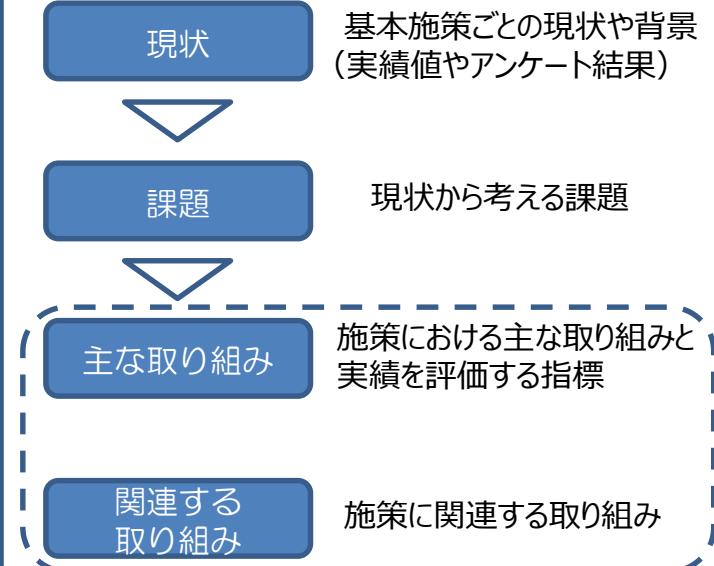
※本計画の掲載事業のうち、代表的な事業を整理したものであり、全ての事業を網羅しているものではありません。

第4章：施策の展開① 基本施策

〈12の基本施策〉

1. 乳幼児期の教育・保育の充実
2. こどもの健全な育成の充実
3. 特別な配慮を要するこどもへの支援の充実
4. 母子保健の充実
5. 親子のふれあいの場づくり
6. 多様な子育て支援サービスの充実
7. ひとり親家庭等の自立支援の推進
8. 経済的支援の実施
9. 子育てを支援する地域社会づくり
10. 児童虐待防止対策の充実
11. 仕事と家庭の両立支援の推進
12. こども・若者の社会参画のための環境づくり

各基本施策の構成



第4章：施策の展開② 基本施策

(構成例) 基本施策 1 乳幼児期の教育・保育の充実

①現状

基本施策 1

乳幼児期の教育・保育の充実



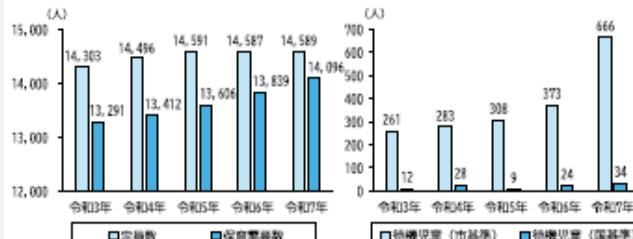
教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）によって、乳幼児期の教育・保育の提供体制を確保し、併せて地域の子育て支援の充実を図り、子どもが健やかに育まる環境づくりを推進します。

現状

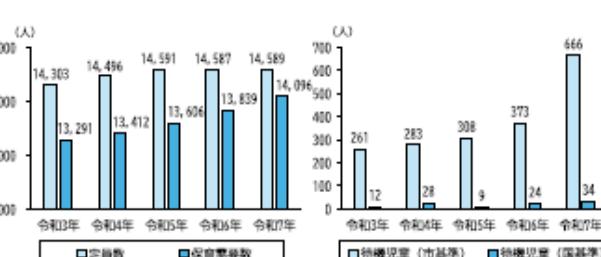
本市の保育所等待機児童数（4月1日現在）は、令和3年度（2021年度）に市基準で261人、国基準で12人となりました。その後も女性就業率の上昇などによって、児童人口に対する保育の必要な児童数の割合である保育需要率が増加し続けており、待機児童の解消に向けて、保育所などの整備や幼稚園の認定こども園化など、保育の受け入れ枠の拡大や保育士確保に向けた取り組みを実施しました。

しかし、待機児童数は令和5年度から増加傾向にあり、令和7年度（2025年度）には市基準で666人、国基準で34人となりました。

《認可施設等[※]の定員数・保育需要数》



《保育所等待機児童数[※]の推移》



※認可施設等：保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業

※待機児童（市基準）：保育所等の利用申請者のうち、転籍者等を除いた数

※待機児童（国基準）：市基準の保育所等待機児童から近くに利用可能な保育所等があるのに特定の保育所等のみを選択している場合などを除いた数

②課題

課題

- 国において令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する「新子育て安心プラン」を策定し、25～44歳の女性の就業率の上昇に対応するとされています。本市においても女性就業率は上昇しており、保育需要が増加傾向にあるため、今後も受け入れ枠の確保が必要です。
- 入所児童数に応じた保育士を配置するため、保育士の確保も必要です。

第4章：施策の展開② 基本施策

(構成例) 基本施策 1 乳幼児期の教育・保育の充実

③主な取り組み

主な取り組み

【教育・保育施設等の整備促進】

【概要】

教育・保育の需要の更なる増加に対応するため、保育所の整備や、幼稚園からの認定こども園への移行等、教育・保育施設等の整備、計画的な改修等による施設の機能強化及び環境改善の検討を促進します。

本市の保育所等待機児童の大半を占める1・2歳児を受け入れる小規模保育事業については、その安定的な実施を確保するため、教育・保育施設等との円滑な連携（保育内容の支援、代替保育の実施、卒園児の受け皿の確保）を図るとともに、教育・保育施設と連携した運営の確保を踏まえた整備を進めます。

【事業】

- ・ 教育・保育施設等の整備
- ・ 小規模保育事業
- ・ 家庭的保育事業
- ・ 教育・保育施設及び地域型保育事業等の連携等の支援
- ・ 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業（第3期計画等129ページ参照）

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
教育・保育施設等の整備	教育・保育（第3期計画等96～105ページ参照）		

④関連する取り組み

関連する取り組み

◆ 教育・保育施設等の入所児童の処遇向上

- ・ 幼稚園運営に対する補助
- ・ 保育所等運営に対する補助
- ・ 認可外保育施設に対する補助

◆ 教育・保育の質の向上

- ・ 保育所等における評価・研修

◆ 幼保小の連携の充実

- ・ 幼児教育施設と小学校の職員による合同研修会
- ・ 園児と小学生の交流活動等

第4章：施策の展開③ 基本施策

(新規) 基本施策 1 2 こども・若者の社会参画のための環境づくり

こども・若者を権利の主体として尊重し、社会参画の機会を確保するため、意見を聴取する取り組みを推進します。

また、こども・若者が自分らしく生き生きと生活できるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

主な取り組み

1. こども・若者の意見表明の機会の提供

こども・若者自身にまちづくりの担い手であることを意識してもらい、意見表明の機会を提供することにより、こども・若者の社会参画を推進します。

2. こども・若者一人ひとりの状況に応じた支援の充実

多様化するこども・若者の困難な事例に対応するため、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

社会全体でこども・若者の孤立を防ぎ、必要な支援につなげるための普及啓発に取り組むとともに、悩み、不安を気軽に相談することのできる体制づくりに努めます。

第5章：計画の推進

計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を進めるために、毎年度、計画に掲げた施策の実施状況について点検・評価を行い、その結果を子ども・子育て会議に報告し、公表する。

計画の推進とともにに対応を検討する事項

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、算定した量の見込みが実績値と比較し大きく乖離する場合は、実際の利用状況や実績値の推移の傾向等を把握したうえで、必要に応じて見直しを行う。

就学前児童人口の減少等により、教育・保育施設や地域型保育事業において需要量が低下し、特定の地域で供給過剰となった場合又は供給過剰となることが見込まれる場合には、教育・保育施設等の認可を行わないことや定員を引き下げる等によって供給量の適正化を図ることを、必要に応じて検討する。

子ども・若者の意見聴取

子ども基本法においては、子どもに関する施策を策定、実施、評価するに当たり、施策の対象となる子ども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが、国や地方自治体に義務付けられています。

本計画の推進に当たっても、子ども・若者からの意見を聴取するにあたり、安心して意見を表明できる機会を設け、その意見が施策に反映されるよう、配慮や工夫に努めます。